

議案第 7 1 号

山陽小野田市保育の実施に関する条例を廃止する条例の制定について
山陽小野田市保育の実施に関する条例を廃止する条例を次のように定める。

平成 2 6 年 9 月 2 日 提出

山陽小野田市長 白 井 博 文

山陽小野田市保育の実施に関する条例を廃止する条例
山陽小野田市保育の実施に関する条例（平成 1 7 年山陽小野田市条例第
1 0 9 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号）の施行の日
から施行する。